本人通知制度登録申出書									
岸和田市長	申出人(〒 E所 元名	_	-)			
本人通知制ます。	度を利用したいので	、裏面の内	容に	同意の	上、	次のとお	うり	登録を	申し出
※太枠内を	記入してください。					ı			
申出年月日	年 月	日		電話番	号				
登録者氏名	フリガナ			生年月	日		年	月	日
住所	(〒 −)								
本籍地									
証明書 種別	①住民票の写し ②除住民票の写し ③戸籍附票の写し ④戸籍除附票の写し ⑤戸籍謄(抄)本 ⑥改製原戸籍謄(抄)本 ⑦除籍謄(抄)本								
※代理人に	よる申出の場合は、	記入して委	任状	ぐを提出	して	こください	١,		
代理人氏名			生年月日			年		月	日
住所	住所		電話番号						
登録者との関	係 1未成年者の法定代理人 2成年被後			後見人の	法定	三代理人	3 2	その他代	理人
事務処理欄									
受付	本人(代理人)確認書	類	備	考		名簿記載			
	□個人番号カード			_		処理日			
	□運転免許証					担当者			
	ロパスポート					名簿番号			
	□その他()				()

備考 裏面には本人通知制度の概要について記載すること。

本人通知制度について

- 1 本人通知制度は、住民票の写し等の第三者からの請求を拒否したり制限したりするものではありません。形式上要件が整っていれば、交付を拒むことはできませんので、交付した後にその事実のみを通知する制度です。
- 2 本人通知制度の通知対象となるのは、委任状を持って代理人が請求する場合、利害 関係人がその権利行使・義務履行のため請求する場合、特定事務受任者(弁護士、司法 書士等)がその職務上請求する場合を指します。
- 3 登録申請以降、転出、転籍等により住所・本籍・氏名等に変更が生じた場合は、その都度変更届出を提出してください。変更の届出がない場合は、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。また、登録の廃止をするときも届出が必要です。
- 4 登録者が死亡、失踪宣告、国外へ転出、居所不明等により住民票が消除されたとき、その他市長が特に必要と認めたときは登録を取り消します。
- 5 住民票の写し等交付通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③ 交付枚数、④交付請求者の種別「本人の代理人請求」「第三者請求(個人・法人・八業 士)」の4事項です。交付請求者の氏名、住所等を通知するものではありません。
- 6 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について他の市区町村へ調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

※本制度において「代理人」とは

(住民票関係) 「本人又は本人と同一の世帯に属する者」以外を指します。

(戸籍関係) 「本人、本人の配偶者、同一戸籍人、直系尊属(父母、祖父母等)又は直 系卑属(子、孫等)」以外を指します。